

宍粟市議会議員及び宍粟市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月13日

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第6号

宍粟市議会議員及び宍粟市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

宍粟市議会議員及び宍粟市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成17年宍粟市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前	改正後
<p>(掲載文の申請)</p> <p>第3条 候補者は、選挙公報に掲載文及び写真の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、<u>委員会の指定する期日までに</u>委員会に文書で申請しなければならない。</p> <p>2 <u>委員会は、選挙の期日を告示したときは、直ちに前項の期限を告示する。</u></p> <p>3 <u>第1項の掲載文については、候補者は、その責任を自覚し、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を記載してはならない。</u></p> <p>(配布)</p> <p>第5条 選挙公報は、委員会の定めるところにより当該選挙に用うべき選挙人名簿に<u>掲載された者の</u>属する世帯に対して、選挙の期日前2日までに配布するものとする。</p>	<p>(掲載文の申請)</p> <p>第3条 候補者は、選挙公報に掲載文及び写真の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、<u>当該選挙の期日の告示があった日に</u>委員会に文書で申請しなければならない。<u>この場合において、掲載文及び写真の添付に当たっては、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によることができる。</u></p> <p>[削除]</p> <p>2 <u>前項の掲載文については、候補者は、その責任を自覚し、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を記載し、又は記録してはならない。</u></p> <p>(配布)</p> <p>第5条 選挙公報は、委員会の定めるところにより当該選挙に用うべき選挙人名簿に<u>登録された者の</u>属する世帯に対して、選挙の期日前2日までに配布するものとする。</p>

改 正 前	改 正 後
[追加]	<p>2 <u>委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによつて、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、委員会は、市役所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。</u></p>
<p>備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[] の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、令和6年7月1日から施行する。